

Business Partner office NEWS

法律相談Q&A

— 雇用保険マルチジョブホルダー制度 —

Q: 当社の67歳のパートさんは当社で週14時間働き、別のパート先でも週8時間ほど勤務しています。先日、雇用保険に入るための必要書類を求められましたが、両方とも週20時間未満の勤務なので加入できないのではないのでしょうか？

A: 主たる事業所での週所定労働時間が20時間未満でも、2022年1月1日施行の**雇用保険マルチジョブホルダー制度**（施行後5年を目途に効果等が検証される予定）の下記①～③の要件を全て満たす場合は、特例的に雇用保険の被保険者（**マルチ高齢被保険者**）となることができます。

- ①**複数の事業所に雇用される65歳以上の者**
- ②①のうち**2つの事業所**（1つの事業所の週所定労働時間が**5時間以上20時間未満**）の週所定労働時間の**合計が20時間以上**
- ③②の雇用見込みがいずれも**31日以上**

手続は**労働者自身が本人の住居所を管轄する公共職業安定所**で行い、申出日から被保険者となります。加入後の取扱いは通常の被保険者と同様で、任意脱退や事業所の任意変更はできません。

失業給付は一方の事業所のみを離職した場合でも受給できます。但し、例えばA・B・Cの各事業所に雇用されA・Bでマルチ高齢被保険者となっていた場合、**Aを離職してもB・Cで上記要件を満たしていれば**、所定の手続を経て**B・Cで引き続きマルチ高齢被保険者として適用を受けるため、失業給付を受けることはできません**。これはAの離職のほか、Aの労働条件変更により②の条件を欠く場合（Aの週所定労働時間が5時間未満になる、A・Bの週所定労働時間の合計が20時間未満になる等）でも同じです。



本年も宜しくお願いいたします。

最近のニュースから

脳・心臓疾患の労災認定基準が改正

労働者が脳・心臓疾患を発症した場合の労災認定基準が20年ぶりに改正された。従来の基準では、発症前1か月間に100時間または2～6か月間平均で月80時間を超える時間外労働は発症との関連性が強いと判断されていたが、新しい基準では、上記の水準には至らないがこれに近い時間外労働があり、かつ、一定の負荷（勤務間インターバルが短い勤務や身体的負荷を伴う業務）があれば発症との関連が強いと判断される。

電子請求書・領収書の電子保存義務化を 2年猶予 22年度税制改正大綱案

2022年1月より義務づけられることとなっている電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度について、2年間の猶予期間が設けられる。政府・与党が、22年度与党税制改正大綱案に、宥恕措置を整備する旨を盛り込んだ。企業の申出に応じて税務署長がやむを得ない事情があると認めた場合、2年間は引き続き紙での保存も容認される。

違法な時間外労働で8,904事業所に是正勧告

厚生労働省は、2020年度に全国の労働基準監督署が立入り調査をした2万4,042事業所のうち、37%にあたる8,904事業所で違法な時間外労働が確認され是正勧告をした、と発表した。このうち実際に1カ月当たり80時間を超える時間外・休日労働が認められた事業場は2,982事業場（違法な時間外労働があったもののうち33.5%）。この監督指導は、各種情報から時間外・休日労働時間数が1カ月当たり80時間を超えていると考えられる事業場や、長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場を対象に実施している。